

目次

廃棄物の定義 編 ← これは廃棄物なのか？

事例1 廃棄物該当性の判断について

- Q 001 廃棄物の定義
- Q 002 廃棄物に該当しないもの
- Q 003 土砂と汚泥の判断
- Q 004 油分が5%未満の土砂の取扱い
- Q 005 有価物と専ら物
- Q 006 再生の定義
- Q 007 輸送費の取扱い
- Q 008 廃棄物の疑いがある有価物の自ら利用又は自ら保管
- Q 009 廃棄物と有価物の判断
- Q 010 不用品の回収
- NEW Q 011 処分期間を超過した高濃度PCB使用製品
- Q 012 災害廃棄物由来の再生資材
- Q 013 主務官庁による廃棄物該当性の判断

事例2 一般廃棄物と産業廃棄物の区分について

- Q 014 事業活動の範囲
- NEW Q 015 事業活動の一環として行う付随的活動
- Q 016 事業系一般廃棄物
- Q 017 あわせ産廃
- Q 018 一般廃棄物の判断例
- NEW Q 019 製造と卸売・小売の双方を行う事業場から排出された食品廃棄物
- Q 020 一般廃棄物を産業廃棄物として取り扱うこと
- NEW Q 021 発生場所と異なる市町村での一般廃棄物の処理
- Q 022 木くずの判断例
- Q 023 がれき類の判断例
- Q 024 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの判断例と取扱い
- Q 025 繊維くず・廃プラスチック類の判断例
- Q 026 排出事業種の特長
- Q 027 金属くず・鉱さいの判断例と取扱い
- Q 028 石綿含有産業廃棄物の定義
- NEW Q 029 熱しやく減量が5%を超える安定型産業廃棄物の取扱い
- Q 030 公共の水域の範囲
- Q 031 燃え殻・ばいじんの判断例、1・3号廃棄物の定義
- Q 032 不要な飲食品、泥状・液状物
- Q 033 不要な施設関連物等
- NEW Q 034 水銀使用製品産業廃棄物の定義
- NEW Q 035 水銀含有ばいじん等の定義

事例3 特別管理廃棄物の種類と取扱いについて

- Q 036 引火性廃油
- NEW Q 037 腐食性廃酸・腐食性廃アルカリの判断例
- Q 038 感染性廃棄物の定義
- Q 039 感染性廃棄物の判断例
- Q 040 感染性一般廃棄物と感染性産業廃棄物の混合物
- Q 041 微量PCB廃棄物と低濃度PCB廃棄物
- Q 042 コンクリートで固めたPCB廃棄物
- NEW Q 043 PCB汚染物を分解・解体した後のPCBが封入されていない部分
- Q 044 PCB汚染物を洗浄処理した後の使用済みの洗浄溶剤
- Q 045 廃石棉等の判断例
- NEW Q 046 廃水銀等・廃水銀等を処分するために処理したものの判断例
- Q 047 金属等を含む特定有害産業廃棄物の判断例

事業者の特定 編 ← だれが事業者なのか？

事例4 事業者の特定について

- Q 048 建設廃棄物の事業者と発注者の責務
- Q 049 下請業者による自ら保管と処理委託、自ら運搬
- NEW Q 050 浄化槽汚泥の事業者
- Q 051 他人が所有する付帯設備の管理に伴って生じた産業廃棄物の事業者
- Q 052 清掃廃棄物の事業者
- Q 053 下取り行為等
- Q 054 不要な荷託品・余剰品の事業者

- Q 055 不要なリース物品の事業者
- Q 056 不要な梱包材・容器の事業者
- Q 057 中間処理産業廃棄物の事業者
- NEW Q 058 くず化された容器（ガスボンベ）の事業者
- Q 059 同一敷地内の企業群が排出した産業廃棄物の事業者と処理委託契約書
- Q 060 法人格の有無等を踏まえた事業者の特定
- Q 061 集荷場所が提供される産業廃棄物の事業者とマニフェストの交付
- Q 062 自ら処理の運用例
- Q 063 埋設廃棄物の事業者
- Q 064 最終処分場の掘削工事に伴って生じた産業廃棄物の事業者
- Q 065 船内廃棄物の事業者と国外廃棄物の事業者

事例5 処理責任から見た事業者の範囲について

- Q 066 事業場内外での自ら保管
- Q 067 事業系一般廃棄物の自ら処理
- Q 068 産業廃棄物処理施設を使用した自ら処分
- Q 069 産業廃棄物処理施設設置の許可に係る基準等
- Q 070 産業廃棄物処理施設の維持管理に関する情報の公表方法
- Q 071 産業廃棄物処理施設を一般廃棄物処理施設として使用する手続き
- Q 072 事故時の措置
- NEW Q 073 運搬容器の表示・構造
- Q 074 帳簿の備えつけ
- NEW Q 075 立入検査の事前連絡
- NEW Q 076 報告の徴収・立入検査の対象
- Q 077 産業廃棄物処理業許可証の確認
- Q 078 一般廃棄物収集運搬業や一般廃棄物処分業の許可に基づく特別管理一般廃棄物の処理委託
- Q 079 産業廃棄物処理業者以外に処理委託できる者
- Q 080 産業廃棄物処理業者への処理委託と事業者の処理責任
- NEW Q 081 一般廃棄物収集運搬業や一般廃棄物処分業の許可要件
- NEW Q 082 規制権限の及ばない第三者による斡旋・仲介・代理等
- Q 083 現地確認の根拠
- Q 084 適正な対価の範囲
- NEW Q 085 不法投棄や不法焼却の未遂等
- Q 086 焼却禁止の例外
- Q 087 原状回復の範囲
- Q 088 処理委託の契約
- Q 089 マニフェストの運用
- Q 090 電子マニフェスト
- Q 091 更新許可が下りてくるまでの間の措置
- Q 092 混入等防止措置を講じなければならない者
- NEW Q 093 中間処理業者による中間処理産業廃棄物の輸出

事例6 受託者の留意点について

- Q 094 積替保管を含む収集運搬の範囲
 - Q 095 フェリーによる海上輸送
 - Q 096 積卸しを行わない都道府県等を通過する収集運搬
 - Q 097 運搬を伴わない積替保管のみの受託
 - NEW Q 098 海洋投入処分のための収集運搬
 - Q 099 宅配便を利用した配送
 - Q 100 複数の廃棄物の積積み
 - NEW Q 101 フロン類が充填された産業廃棄物の収集運搬の受託
 - NEW Q 102 電子マニフェストを使用する場合の運搬車に備えつける書面
 - Q 103 分別又は圧縮の受託
 - Q 104 中間処理施設に投入しない有価物の拾集
 - Q 105 産業廃棄物の性状が変わらない中間処理の受託
 - NEW Q 106 運搬容器を含む廃棄物の中間処理の受託
 - Q 107 再生利用を目的とした加工のための引取り
 - Q 108 試験研究のための引取り
 - Q 109 一般廃棄物の収集運搬の受託
 - NEW Q 110 無許可営業と受託禁止違反、名義貸し禁止違反
 - Q 111 変更届の可否等
 - Q 112 変更許可の申請と変更届
 - Q 113 優良産業廃棄物認定制度
 - Q 114 合併・分割等に伴う許可の取扱い
 - Q 115 申請者の能力
 - Q 116 許可の取消し
- 付録
文献
索引
- 廃棄物処理のためのガイドライン・マニュアル等一覧



詳細・お申し込みはコチラ

＜クレジットカードでもお支払いいただけます＞



第一法規

検索

CLICK!

キリトリ線

申込書 (第一法規刊)

これは廃棄物？だれが事業者？お答えします！ 廃棄物処理 (改訂増補版)

●定価2,420円 (本体2,200円) [コード061820]

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。

*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

(いづれかを✓で選択ください。) 代金引換により支払います。 現品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について
一回あたりのご購入金額
(商品の税込価格+送料)の合計が

1万円以下の場合、300円+税
3万円以下の場合、400円+税
10万円以下の場合、600円+税

*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用いただけません。

年 月 日

〒 〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇
ご住所

機関名

部署名

公用

私用

フリガナ

TEL

ご氏名

様

E-mail

@

お客様の個人情報の
取扱いについて

お客様より預かりした個人情報は、納品や請求書の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報については顔会、修正、削除、利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(https://www.daiichihoiki.co.jp/support/contact/contact.php)からフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル TEL.0120-203-696 FAX.0120-202-974

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先

〒107-8560

東京都港区南青山2-11-17

第一法規株式会社

FAX.0120-302-640

書店印